

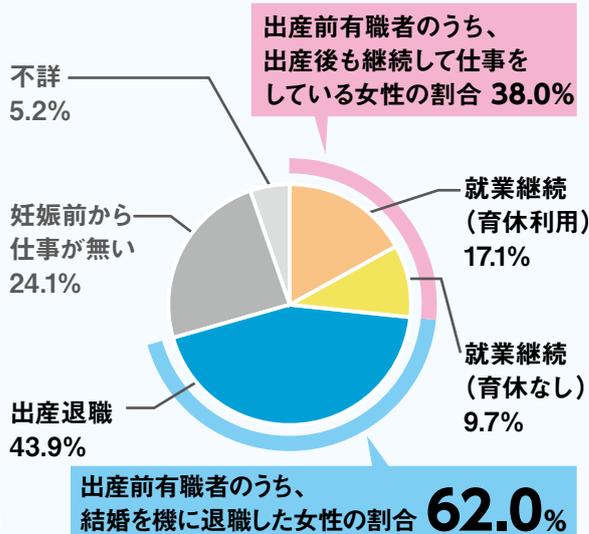
「大田区女性活躍推進計画」の策定

本年3月に策定した第7期大田区男女共同参画推進プランにおいて、女性活躍推進法に定められた「女性の職業生活における活躍推進計画」を包含しています。計画期間は平成28年度から32年度までの5年です。

区では、この計画に基づき、性別による役割にとらわれることなく、誰もが認め合い、活躍することのできる環境づくりに取り組んでいます。今後は、地域団体や企業、教育機関等と連携し、すべての人が職場や家庭など、自分の決めたステージで活躍することのできる「おおたの男女共同参画社会」を目指します。



第一子出産前後の妻の就業経歴



内閣府「平成27年版 男女共同参画白書」(2015年)

性別によって生じているこのような差を解消し、女性の能力発揮を促すために、企業による積極的な推進が必要とされています。その具体的な取組みの一つとして「ポジティブ・アクション」といいますが、労働意欲の向上や新しい価値の創造、企業のイメージアップなどの点で労働者・企業ともにメリットがあります。

また、女性活躍推進法では、男女ともに働きやすい職場環境を進めていくため、従業員30人以上以上の企業には、女性活躍に関する状況の把握と、改善のための行動計画の策定を義務づけています。把握した現状と行動計画は、「女性の活躍推進企業データベース」に集められ、ホームページ¹上で一般に公開されています。

今こそ求められる働き方改革

女性が仕事をがんばりたいと思っても、家事・育児負担がこれまでも同じでは、仕事の面で活躍することは難しいままです。そこで、大切になってくるのが男性を中心とした

働き方の改革です。

日本の法定労働時間は週40時間以内と定められています。右下のグラフが示しているように、日本人男性の約3人に1人は週49時間以上働いています。これでは「仕事以外の生活」を充実させる時間の余裕がありません。

男性が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることは、自身の仕事と生活の質を向上させるとともに、女性の仕事と生活の質の向上にもつながります(ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と育児や介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和を図ることですが、詳しくはパステル115号をご覧ください)。

誰もがさらに活躍できる社会へ

女性活躍推進法は、男女がともに多様な生き方、働き方を実現できるよう、仕事と家庭のあり方を変革するためのものです。しかし、法律ができただけでは現状は変わりま

パステル おすすめ本

2人が「最高のチーム」になるワーキングカプルの人生戦略

著者 小室淑恵・駒崎弘樹
発行 英治出版

内容:「成果を上げる秘訣は『家庭』にありました。」と題し、共働き&子育て中の著者2人が悪戦苦闘の果てに生み出した生活術を紹介。見えてきた新しい夫婦のカチを提案します。

▶ エセナおおたの図書コーナーにて貸出しています。



せん。職場でも家庭でも、全ての人が輝くことのできる社会をつくるには、一人ひとりの行動と企業の取組みが必要なのです。

※1女性の活躍推進企業データベース:
<http://www.positive-youritsu.jp/positiveb/>

